

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

昭和四十二年十二月二十六日  
規則第八十号

改正	昭和四五年一二月二四日規則第九八号	昭和四八年一二月二六日規則第八四号
	昭和五〇年 三月二五日規則第一一号	昭和五〇年 六月一七日規則第三七号
	昭和五二年一〇月二〇日規則第六二号	昭和五三年 四月 一日規則第一八号
	昭和五三年 九月 五日規則第六三号	昭和五四年 五月一五日規則第三三号
	昭和五六年 六月 九日規則第四〇号	昭和五七年 三月二三日規則第八号
	昭和五七年一〇月一九日規則第七一号	昭和五八年 五月二〇日規則第四五号
	昭和六〇年 四月 九日規則第三五号	昭和六〇年一二月二三日規則第七〇号
	昭和六一年 七月三〇日規則第四七号	昭和六二年 七月一五日規則第五五号
	昭和六三年 七月二〇日規則第五七号	平成 元年 六月一九日規則第六七号
	平成 二年 八月一〇日規則第五三号	平成 二年一二月一七日規則第六九号
	平成 三年 六月一四日規則第五九号	平成 三年一二月二〇日規則第八七号
	平成 四年 六月一九日規則第七三号	平成 五年 六月一八日規則第五一号
	平成 六年 六月 七日規則第三五号	平成 六年 九月二六日規則第五一号
	平成 七年 二月二四日規則第九号	平成 七年 五月一二日規則第五五号
	平成 七年十一月二四日規則第九二号	平成 八年 七月一二日規則第四七号
	平成 八年一〇月一五日規則第五九号	平成 八年一二月一〇日規則第七一号
	平成 九年 五月一六日規則第五一号	平成 九年 七月一五日規則第六〇号
	平成一〇年 三月二七日規則第一八号	平成一〇年 五月一五日規則第五六号
	平成一〇年 六月 五日規則第六〇号	平成一一年 五月 七日規則第五六号
	平成一一年一二月二八日規則第八九号	平成一二年 五月 八日規則第一三六号
	平成一三年 六月 八日規則第八九号	平成一四年 四月 一日規則第四五号
	平成一四年 五月一七日規則第六〇号	平成一四年一月 八日規則第九九号
	平成一五年 四月 一日規則第八四号の二	平成一六年 三月二三日規則第二〇号
	平成一六年 四月三〇日規則第一二八号	平成一七年 五月三一日規則第一一九号
	平成一八年 四月二八日規則第九二号	平成一八年 七月一四日規則第九九号
	平成一九年 四月二七日規則第六七号	平成二〇年 四月三〇日規則第五二号
	平成二〇年一月一八日規則第八〇号	平成二一年 四月二八日規則第四六号
	平成二一年一二月二五日規則第九五号	平成二二年 三月三一日規則第一九号
	平成二二年一〇月 一日規則第五〇号	平成二五年一月二六日規則第八六号
	平成二八年 三月二五日規則第一一号	平成二九年 二月二四日規則第二号
	平成三〇年 九月一日規則第五七号	

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

題名改正〔昭和四八年規則八四号〕

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条の二）
- 第二章 補償及び福祉事業（第四条—第十七条）
- 第三章 審査の申立て（第十八条）
- 第四章 雑則（第十九条—第二十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年

千葉県条例第四十三号。以下「条例」という。)の規定に基づき、補償の手続きその他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和四八年規則八四号〕

(公務上の災害の範囲)

第一条の二 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに別表第一に掲げる疾病とする。

追加〔平成一六年規則二〇号〕

(通勤による災害の範囲)

第一条の三 通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次の各号に掲げる疾病とする。

- 一 通勤による負傷に起因する疾病
- 二 前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病

追加〔平成一六年規則二〇号〕

(就業の場所から勤務場所への移動等)

第一条の四 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次の各号に掲げる移動とする。

- 一 一の勤務場所から他の勤務場所への移動
- 二 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動
  - イ 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三条第一項の適用事業に係る就業の場所
  - ロ 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条第一項に規定する職員の勤務場所
  - ハ その他勤務場所並びにイ及びロに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次の各号に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

- 一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八条第一項
- 二 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第二条の二第一項第三号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第一項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

追加〔平成一八年規則九九号〕

(日常生活上必要な行為)

第一条の五 条例第二条の二第二項ただし書の日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 日用品の購入その他これに準ずる行為
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受ける行為
- 三 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- 四 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- 五 負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者(ロに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。)

イ 孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

追加〔昭和六二年規則五五号〕、一部改正〔平成五年規則五一号・一六年二〇号・一八年九九号・二〇年八〇号・二八年一一号・二九年二号〕

(災害の報告)

第二条 実施機関は、その所属の職員について公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(次条において「被災職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。

一部改正〔昭和四八年規則八四号・五〇年一一号・平成三〇年五七号〕

(認定及び通知)

第三条 実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、条例第三条第二項及び第三項に規定する手続を行わなければならない。この場合において、同条第二項の通知は、公務(通勤)災害補償通知書(別記第一号様式)により行うものとする。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、その理由を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

一部改正〔昭和四八年規則八四号・平成三〇年五七号〕

(年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)

第三条の二 条例第四条の二第一項の年金たる補償に係る補償基礎額及び条例第四条の三第一項の休業補償に係る補償基礎額の規則で最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件(平成四年自治省告示第五十八号)の規定の例による。

全部改正〔平成二年規則六九号〕、一部改正〔平成四年規則七三号・八年五九号・一六年二〇号・二二年一九号〕

第二章 補償及び福祉事業

全部改正〔平成七年規則九二号〕

(療養の方法)

第四条 療養補償たる療養は、知事の指定する病院若しくは診療所若しくは薬局(以下「指定医療機関」という。)又は知事の指定する訪問看護事業者(居宅を訪問することによる療養上の世話又は必要な診療の補助の事業を行う者をいう。以下同じ。)において行う。

一部改正〔平成七年規則九号〕

(休業補償を行わない場合)

第四条の二 条例第七条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 懲戒、禁錮(こ)若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和三十二年法律第百六十八号)第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和三十七年法律第二百八十六号)第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

追加〔昭和六二年規則五五号〕、一部改正〔平成一〇年規則六〇号・一四年四五号・一八年九九号〕

(介護補償に係る障害)

第四条の三 条例第九条の二の規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第二に定める障害とする。

追加〔平成八年規則五九号〕、一部改正〔平成一六年規則二〇号・二二年一九号〕

(葬祭補償の額)

第四条の四 条例第十四条に規定する規則で定める金額は、三十一万五千元に条例第四条に規定する補償基礎額の三十倍に相当する額を加えた金額とする。

追加〔昭和四八年規則八四号〕、一部改正〔昭和五〇年規則一一号・三七号・五二年六二号・五四年三三号・五六年四〇号・五八年四五号・六一年四七号・六二年五五号・六三年五七号・平成二年五三号・四年七三号・六年五一号・八年五九号・七一年・一〇年六〇号・

一二年一三六号]

(補償の請求方法)

第五条 補償（現に受けている補償の額の変更を含む。以下この条及び第八条において同じ。）を受けようとする者は、受けようとする補償の種類に応じ、別記第二号様式から別記第十一号様式までの補償の請求書を職員の勤務する公署（職員が死亡し、又は離職した場合には、その死亡又は離職の直前に勤務した公署）を経由して実施機関に提出しなければならない。ただし、第四条に規定する指定医療機関又は訪問看護事業者において療養を受ける場合の療養補償については、この限りでない。

一部改正〔平成七年規則九号〕

(遺族補償年金の請求及び受領の代表者)

第六条 遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、これらの者は、そのうちの一人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため、代表者を選任することができないときは、この限りでない。

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により、代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、すみやかに書面でその旨を実施機関に届け出なければならない。この場合には、あわせてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

(補償の支給方法)

第七条 実施機関は、補償の請求書を受領したときは、これを審査し、補償に関する決定を行ない、すみやかに請求者に書面でその決定に関する通知をするとともに、補償を行なわなければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

第八条 条例第十五条において例によることとされる地方公務員災害補償法第三十五条第一項又は第二項の規定により遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除を申請する者は、別記第十二号様式又は別記第十三号様式の申請書（遺族補償年金の支給停止の解除を申請する場合にあつては、その申請書及び次条に規定する年金証書）を実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行なった者にすみやかに書面でその旨を通知しなければならない。

一部改正〔平成一八年規則九九号〕

(年金証書)

第九条 実施機関は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、併せて年金証書（別記第十四号様式）を交付しなければならない。

2 実施機関は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要があるときは、その交付を受けた者に対し、当該年金証書と引換えに当該変更に係る新たな年金証書を交付しなければならない。

3 実施機関は、必要があると認めるときは、年金証書の交付を受けた者に対し、当該年金証書の提出又は提示を求めることができる。

一部改正〔昭和五二年規則六二号〕

第十条 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を記載し、又は損傷した証書を添えて、年金証書の再交付を実施機関に請求することができる。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した年金証書を発見したときは、すみやかにこれを実施機関に返納しなければならない。

第十一条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該年金証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅したときは、遅滞なく、当該年金証書を実施機関に返納しなければならない。

(定期報告)

第十二条 年金たる補償を受ける者は、毎年一回二月一日から同月末日までの間に、別記第十五号様式又は別記第十六号様式の報告書により、その障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状を実施機関に報告しなければならない。ただし、実施機関があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

一部改正〔昭和五二年規則六二号・五七年七一号〕

(届出)

第十三条 年金たる補償を受ける者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を実施機関に届け出なければならない。

- 一 氏名、住所若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号(以下この号において「個人番号」という。)を変更した場合又は新たに個人番号の通知を受けた場合
  - 二 傷病補償年金を受ける者にあつては次に掲げる場合
    - イ その負傷又は疾病が治つた場合
    - ロ その障害の程度に変更があつた場合
  - 三 障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があつた場合
  - 四 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合
    - イ 条例第十二条第一項(同項第一号を除く。)の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合
    - ロ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合
    - ハ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が五十五歳に達したとき(条例第十一条第一項第四号に規定する重度障害の状態にあるときを除く。)、又は条例第十一条第一項第四号に規定する重度障害の状態になり、若しくはその事情がなくなつたとき(五十五歳以上であるときを除く。))。
- 2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なく、その旨を実施機関に届け出なければならない。
- 3 前二項の届出をしようとする者は、その事実を証明する書類その他の資料を実施機関に提出しなければならない。

一部改正〔昭和四五年規則九八号・五二年六二号・五七年八号・七一号〕

(福祉事業の種類)

第十四条 条例第十六条第一項の事業の種類は、次のとおりとする。

- 一 外科後処置に関する事業
  - 二 補装具に関する事業
  - 三 リハビリテーションに関する事業
  - 四 アフターケアに関する事業
  - 五 休業援護金の支給
  - 六 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
  - 七 奨学援護金の支給
  - 八 就労保育援護金の支給
  - 九 傷病特別支給金の支給
  - 十 障害特別支給金の支給
  - 十一 遺族特別支給金の支給
  - 十二 障害特別援護金の支給
  - 十三 遺族特別援護金の支給
  - 十四 傷病特別給付金の支給
  - 十五 障害特別給付金の支給
  - 十六 遺族特別給付金の支給
  - 十七 障害差額特別給付金の支給
  - 十八 長期家族介護者援護金の支給
- 2 条例第十六条第二項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。
- 一 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業
  - 二 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業
  - 三 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業

全部改正〔昭和六〇年条例七〇号〕、一部改正〔昭和六三年規則五七号・平成七年九二号・

八年五九号・一六年一二八号・一八年九二号・一九年六七号]

(福祉事業の実施)

第十五条 実施機関は、福祉事業を行うに当たっては、その内容について知事と協議しなければならない。

全部改正〔昭和六〇年条例七〇号〕、一部改正〔平成七年規則九二号〕

(福祉事業の申請等)

第十六条 条例第十六条第一項の事業を受けようとする者は、実施機関の定めるところにより、申請書を実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の申請書を受理したときは、速やかに申請者に対し、承認するかどうかを通知しなければならない。

全部改正〔昭和六〇年条例七〇号〕、一部改正〔平成七年規則九二号〕

第十七条 削除

削除〔昭和六〇年条例七〇号〕

第三章 審査の申立て

(審査の申立て)

第十八条 条例第十七条第一項の規定により補償の実施について審査を申し立てようとする者は、次に掲げる事項を記載し、記名押印した書面（以下「審査申立書」という。）正副二通に、当該公務又は通勤により生じた災害に係る書類、記録その他の資料を添えて千葉県公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）に提出しなければならない。

- 一 災害を受けた者の氏名、住所、生年月日及び災害発生当時の職並びに所属部局
- 二 申立人が災害を受けた職員以外の者であるときは、その氏名、住所、生年月日及びその職員との続柄又は関係
- 三 補償に関する当局の措置
- 四 申立ての趣旨
- 五 代理人を選任したときは、その者の氏名、住所及び職業
- 六 請求の年月日

2 審査申立書の記載事項に変更を生じた場合には、審査を申し立てた者は、そのつど、その旨をすみやかに審査会に届け出なければならない。

一部改正〔昭和四八年規則八四号〕

第四章 雑則

(第三者の行為による災害についての届出)

第十九条 補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じたときは、補償を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）並びに被害の状況を、遅滞なく、実施機関に届け出なければならない。

(旅費の支給)

第二十条 条例第十八条第一項の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年千葉県条例第二十七号）の定めるところによる。

(通勤による災害に係る一部負担金等)

第二十一条 条例第十九条の二第一項に規定する規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第三者の加害行為によつて通勤による災害を受けた者
  - 二 療養開始後三日以内に死亡した者
  - 三 休業補償を受けない者
  - 四 同一の通勤による災害に関し、既に一部負担金を払い込んだ者
  - 五 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である者
- 2 条例第十九条の二第一項に規定する規則で定める金額は、二百円（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第二項に規定する日雇特例被保険者である職員にあつては、百円）とする。ただし、その額が、現に療養に要した費用の総額又は休業補償の総額を超える場合には、それらの総額のうち小さい額（それらの総額が同じ額ときは、その額）に相当する額とする。

追加〔昭和四八年規則八四号〕、一部改正〔昭和五二年規則六二号・五六年四〇号・六〇年三五号・平成一四年九九号・二一年九五号・三〇年五七号〕

(審査の申立ての教示)

第二十二條 実施機関は、条例又はこの規則に基づいて補償に関する通知をするときは、第十八条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

追加〔平成三〇年規則五七号〕

(公署の長の助力等)

第二十三條 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、自ら補償の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、職員の勤務する公署の長は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。

- 2 職員の勤務する公署の長は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、速やかに証明しなければならない。
- 3 前各項の規定は、条例第十六条第一項の規定により福祉事業を受けようとする者について準用する。

一部改正〔昭和五〇年規則一一号・六〇年七〇号・平成七年九二号・三〇年五七号〕

(記録簿)

第二十四條 実施機関は、災害補償記録簿、福祉事業記録簿及び介護補償記録簿(別記第十九号様式)並びに年金記録簿(別記第二十号様式)を備え、必要な事項を記入しなければならない。

一部改正〔平成七年規則九二号・八年五九号・三〇年五七号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第四条の四の規定による金額が補償基礎額の六十倍に相当する金額に満たないときは、条例第十四条に規定する規則で定める金額は、当分の間、第四条の四の規定にかかわらず、補償基礎額の六十倍に相当する金額とする。

追加〔昭和五二年規則六二号〕、一部改正〔昭和六二年規則五五号・平成八年五九号〕

- 3 条例附則第二条の四第一項の規定による障害補償年金前払一時金の支給に係る申出は、障害補償年金の最初の支払に先立ってしなければならない。ただし、既に障害補償年金の支払があつた場合であつても、実施機関の行う当該障害補償年金の支給の決定に関する通知があつた日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。

追加〔昭和五〇年規則一一号〕、一部改正〔昭和五二年規則六二号・五六年四〇号・五七年八号・平成一〇年一八号〕

- 4 前項の申出は、同一の災害につき二回以上行うことができない。

全部改正〔昭和五七年規則八号〕

- 5 障害補償年金前払一時金の額は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ条例附則第二条の三第一項の表の下欄に掲げる額(当該障害補償年金が、条例第十五条において例によることとされる地方公務員災害補償法第二十九条第八項の規定によるものである場合(次項において「障害加重の場合」という。))にあつては、次項に定める額。以下「障害補償年金前払一時金の限度額」という。)又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で、補償基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、附則第三項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうち、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

全部改正〔昭和五七年規則八号〕、一部改正〔平成一〇年規則一八号・一八年九九号〕

- 6 障害加重の場合の障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- 一 加重前の障害の程度が条例別表第二に定める第七級以上の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ条例附則第二条の三第一項の表の下欄に掲げる額から、加重前の障害に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる額を差し引いた額

二 加重前の障害の程度が条例別表第二に定める第八級以下の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ条例附則第二条の三第一項の表の下欄に掲げる額に、当該障害補償年金に係る地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第二十七条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第八条の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額

全部改正〔昭和五七年規則八号〕、一部改正〔平成一〇年規則一八号・一八年九九号〕

7 障害補償年金は、附則第三項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

一 当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金に係る支払期月から一年を経過する月以前の各月（附則第三項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき障害補償年金の額

二 前号の支払期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、百分の五に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額

全部改正〔昭和六〇年規則七〇号〕

8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を超える場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に百分の五に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

全部改正〔昭和五七年規則八号〕

9 条例附則第三条第一項の規定による遺族補償年金前払一時金の支給に係る申出は、遺族補償年金の最初の支払に先立ってしなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支払があつた場合であつても、実施機関の行う当該遺族補償年金の支給の決定に関する通知があつた日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。

全部改正〔昭和六〇年規則七〇号〕

10 前項の申出は、同一の災害につき二回以上行うことができない。

全部改正〔昭和六〇年規則七〇号〕

11 第六条の規定は、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が二人以上あるときにおける遺族補償年金前払一時金の請求及び受領について準用する。

追加〔昭和五七年規則八号〕

12 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうち、当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を受ける権利を有する遺族（前項の規定により代表者が選任された場合には、当該代表者。以下この項において同じ。）が選択した額とする。ただし、附則第九項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうち、補償基礎額の千倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。

追加〔昭和五七年規則八号〕、一部改正〔昭和六〇年条例七〇号〕

13 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が二人以上あるときは、遺族補償年金前払一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

追加〔昭和五七年規則八号〕

14 遺族補償年金は、附則第九項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該



申出が行われた日)の属する月(条例附則第四条の二第二項の規定により遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。))が附則第九項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ条例附則第四条の二第二項の表の下欄に掲げる年齢(以下この項及び附則第十八項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月)の翌月から、次に掲げる額の合計額(特例遺族補償年金受給権者が附則第九項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。)が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

一 当該遺族補償年金に係る遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金に係る支払期月(特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に附則第九項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、当該特例遺族補償年金受給権者について条例附則第四条の二第四項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金に係る支払期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。)から一年を経過する月以前の各月(附則第九項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。)に支給されるべき遺族補償年金の額

二 前号の支払期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、百分の五に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額

全部改正〔昭和六〇年規則七〇号〕

15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を超える場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に百分の五に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

追加〔昭和六〇年規則七〇号〕

16 実施機関は、条例附則第二条の四第三項、附則第三条第三項及び附則第四条の二第四項の支給停止期間が満了したときは、速やかに当該支給停止に係る障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利を有する者に対して、その旨を通知しなければならない。

追加〔昭和五七年規則八号〕、一部改正〔昭和六〇年規則七〇号・平成一〇年一八号〕

17 年金たる補償を受ける者であつて、条例附則第五条第一項の規定による減額を受けるものは、同条各号に掲げる年金たる給付の額が変更されたとき又はその支給を受けられなくなつたときには、その事実を明らかにすることができる書類を添えて、速やかにその旨を実施機関に届け出なければならない。

一部改正〔昭和五二年規則六二号・五六年四〇号・五七年八号・六〇年七〇号〕

18 第十二条及び第十三条の規定は、条例附則第四条の二第二項の規定により遺族補償年金を受けることができることとされた遺族で支給停止解除年齢に達しないものがある場合について準用する。この場合において、第十二条中「受ける者」とあるのは「受ける権利を有する者」と、「基礎となる遺族」とあるのは「基礎となる遺族(条例附則第四条の二第二項の規定により遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。)」と、第十三条第一項中「受ける者」とあるのは「受ける権利を有する者」と読み替えるものとする。

追加〔昭和六〇年規則七〇号〕

附 則 (昭和四十五年十二月二十四日規則第九十八号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年十一月一日から適用する。

附 則 (昭和四十八年十二月二十六日規則第八十四号)

改正 昭和五二年一〇月二〇日規則第六二号

(施行期日等)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定（別記様式を除く。）は、昭和四十八年十二月一日から適用する。ただし、改正後の規則第十五条第一項の規定は同年四月一日から、第四条の二の規定は同年九月一日から適用する。

一部改正〔昭和五二年規則六二号〕

附 則（昭和五十年三月二十五日規則第十一号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用日等)

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定（第四条の二を除く。）は昭和四十九年十一月一日から適用し、第四条の二の規定は昭和四十九年四月一日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 昭和四十九年四月一日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償に関する議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和四十八年千葉県規則第八十四号）附則第二項の規定の適用については、同項中「改正後の規則第四条の二」とあるのは「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和五十年千葉県規則第十一号）による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第四条の二」とする。

附 則（昭和五十年六月十七日規則第三十七号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第四条の二の規定は、昭和五十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 昭和五十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償に関する議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和四十八年千葉県規則第八十四号）附則第二項の規定の適用については、同項中「改正後の規則第四条の二」とあるのは「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和五十年千葉県規則第三十七号）による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第四条の二」とする。

附 則（昭和五十二年十月二十日規則第六十二号）

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定（第二十条の二第二項を除く。）は、昭和五十二年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の規則第四条の二及び附則第二項の規定は、昭和五十二年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

(葬祭補償の内払)

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償でこの規則の施行日前に支給されたものは、改正後の規則第四条の二の規定による葬祭補償の内払とみなす。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の

一部改正)

- 4 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(昭和四十八年千葉県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則(昭和五十三年四月一日規則第十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十三年九月五日規則第六十三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

附 則(昭和五十四年五月十五日規則第三十三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第四条の二の規定は、昭和五十四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

附 則(昭和五十六年六月九日規則第四十号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第四条の二の規定は、昭和五十六年四月一日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

附 則(昭和五十七年三月二十三日規則第八号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員に関する条例施行規則附則第三項から第九項までの規定は、昭和五十六年十一月一日から適用する。

附 則(昭和五十七年十月十九日規則第七十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十八年五月二十日規則第四十五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用等)

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第四条の二の規定は、昭和五十八年四月一日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

附 則(昭和六十年四月九日規則第三十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十年十二月二十三日規則第七十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十一年七月三十日規則第四十七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用等)

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第四条の二の規定は、昭和六十一年四月一日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

附 則(昭和六十二年七月十五日規則第五十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十三年七月二十日規則第五十七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(適用)
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第四条の三の規定は、昭和六十三年四月一日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表の規定は、昭和六十三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）及び同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等については、なお従前の例による。

附 則（平成元年六月十九日規則第六十七号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(適用等)
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表の規定は、平成元年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）及び同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等については、なお従前の例による。

附 則（平成二年八月十日規則第五十三号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(適用等)
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第四条の三の規定は、平成二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 平成二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第四条の三の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第二項の規定による金額により支給されたもの（その額が五十万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第四条の三の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。
- 4 新規則別表の規定は、平成二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）及び同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等については、なお従前の例による。

附 則（平成二年十二月十七日規則第六十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年六月十四日規則第五十九号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(適用)
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表の規定は、平成三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）及び同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等については、なお従前の例による。

附 則（平成三年十二月二十日規則第八十七号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(適用)

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表の規定は、平成三年十月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)及び同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年六月十九日規則第七十三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(適用等)
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第三条の二及び別表の規定は、平成四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)並びに休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 新規則第四条の三及び別記第十号様式の規定は、平成四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 4 平成四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第四条の三の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第二項の規定による金額により支給されたもの(その額が五十三万円未満であるものに限る。)の支払は、新規則第四条の三の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

附 則 (平成五年六月十八日規則第五十一号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(適用)
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表の規定は、平成五年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)並びに休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年六月七日規則第三十五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(適用)
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表の規定は、平成六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)並びに休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等及び休業補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年九月二十六日規則第五十一号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(適用等)
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第四条の三の規定は、平成六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 平成六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第四条の三の規

定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第二項の規定による金額により支給されたもの（その額が五十六万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第四条の三の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

附 則（平成七年二月二十四日規則第九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第四条及び第五条の規定は、平成六年十月一日から適用する。

附 則（平成七年五月十二日規則第五十五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（適用）
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表の規定は、平成七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等及び休業補償については、なお従前の例による。

附 則（平成七年十一月二十四日規則第九十二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（適用）
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第十四条第一項第二十二号の規定は平成七年四月一日から適用し、新規則第十四条第一項第八号から第十号まで及び第二十三号、同条第二項並びに別表の規定は同年八月一日から適用する。

附 則（平成八年七月十二日規則第四十七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（適用）
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表の規定は、平成八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等及び休業補償については、なお従前の例による。

附 則（平成八年十月十五日規則第五十九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成八年四月一日から適用する。

附 則（平成八年十二月十日規則第七十一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（適用等）
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第四条の四の規定は、平成八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 平成八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第四条の四の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第二項の規定による金額により支給されたもの（その額が五十九万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第四条の四の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

附 則（平成九年五月十六日規則第五十一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表第一の規定は、平成九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等及び休業補償については、なお従前の例による。

附 則（平成九年七月十五日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十年三月二十七日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十年五月十五日規則第五十六号）

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表第一の規定は、平成十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等及び休業補償については、なお従前の例による。

附 則（平成十年六月五日規則第六十号）

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(適用等)

- 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第四条の四の規定は、平成十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 平成十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第四条の四の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第二項の規定による金額により支給されたもの（その額が六十一万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第四条の四の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

附 則（平成十一年五月七日規則第五十六号）

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表第一の規定は、平成十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等及び休業補償については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

(施行期日)

- この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十二年五月八日規則第三百三十六号）

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(適用等)

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第四条の四の規定は、平成十二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 平成十二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第四条の四の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第二項の規定による金額により支給されたもの（その額が六十三万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第四条の四の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。
- 4 新規則別表第一の規定は、平成十二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等及び休業補償については、なお従前の例による。

附 則（平成十三年六月八日規則第八十九号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（適用）
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表第一の規定は、平成十三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等及び休業補償については、なお従前の例による。

附 則（平成十四年四月一日規則第四十五号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の前日に、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十四年五月十七日規則第六十号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（適用）
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表第一の規定は、平成十四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等及び休業補償については、なお従前の例による。

附 則（平成十四年十一月八日規則第九十九号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年四月一日規則第八十四号の二）  
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（適用）
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表第一の規定は、平成十五年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等及び休業補償については、なお従前の例による。

附 則（平成十六年三月二十三日規則第二十号）



この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第十四号様式の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年四月三十日規則第二百二十八号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等及び休業補償については、なお従前の例による。

附 則（平成十七年五月三十一日規則第一百十九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

（適用）

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表第二の規定は、平成十七年六月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等及び休業補償については、なお従前の例による。

附 則（平成十八年四月二十八日規則第九十二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第十四条第一項各号及び別記第十九号様式の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、施行日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

3 新規則別表第二の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに休業補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等及び休業補償については、なお従前の例による。

附 則（平成十八年七月十四日規則第九十九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第一条の四の規定は、平成十八年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用する。

附 則（平成十九年四月二十七日規則第六十七号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第十四条第一項各号及び別記第十九号様式の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、施行日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

3 新規則別表第二の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに休業補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等及び休業補償については、なお従前の例による。

附 則（平成二十年四月三十日規則第五十二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年五月一日から施行する。ただし、別記第十四号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等及び休業補償については、なお従前の例による。

附 則（平成二十年十一月十八日規則第八十号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第一条の五の規定は、平成二十年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年四月二十八日規則第四十六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。

（適用）

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等及び休業補償については、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年十二月二十五日規則第九十五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二十条の二の規定は、この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年三月三十一日規則第十九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（適用）

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第三条の二の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の傷病補償年金等及び休業補償については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年十月一日規則第五十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年十一月二十六日規則第八十六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表第一の規定は、平成二十五年十月一日以後に支給すべき事由が生じた補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた補償については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年三月二十五日規則第十一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第一項第一号の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十九年二月二十四日規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第一条の五第五号の規定は、平成二十九年一月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年九月十一日規則第五十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表第一（第一条の二）

##### 一 公務上の負傷に起因する疾病

##### 二 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- 1 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患
- 2 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
- 3 レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
- 4 マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患
- 5 知事の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かきよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害
- 6 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病
- 7 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症
- 8 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症
- 9 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷
- 10 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷
- 11 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患
- 12 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死
- 13 1から12までに掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたこと  
の明らかな疾病

##### 三 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- 1 重激な業務に従事したため生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
- 2 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛
- 3 チェンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しよう循環障害、末しよう神経障害又は運動器障害
- 4 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害
- 5 1から4までに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したた

め生じたことの明らかな疾病

- 四 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
  - 1 知事の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、知事が定めるもの
  - 2 ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
  - 3 すず、鉍物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患
  - 4 たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
  - 5 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
  - 6 綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患
  - 7 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
  - 8 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症
  - 9 1から8までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 五 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又は知事の定めるじん肺の合併症
- 六 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
  - 1 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患
  - 2 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患
  - 3 湿潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症
  - 4 屋外における業務に従事したため生じたつつが虫病
  - 5 1から4までに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 七 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
  - 1 ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
  - 2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
  - 3 四一アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
  - 4 四一ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
  - 5 ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
  - 6 ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
  - 7 ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
  - 8 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ
  - 9 ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
  - 10 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ又は肝細胞がん
  - 11 一・二ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
  - 12 ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
  - 13 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ
  - 14 すず、鉍物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん
  - 15 1から14までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に

従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゆう破裂（解離性大動脈りゆうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

十 前各号に掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病

追加〔平成一六年規則二〇号〕、一部改正〔平成二二年規則五〇号・二五年八六号〕

別表第二（第四条の三）

介護を要する状態の区分	障害
常時介護を要する状態	一 神経系統の機能又は精神の著しい障害であつて、その程度が常に介護を要するもの 二 胸腹部臓器の機能の著しい障害であつて、その程度が常に介護を要するもの 三 前各号に掲げるもののほか、条例別表第一に定める第一級に該当する障害であつて前各号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第二に定める第一級に該当する障害であつて前各号に掲げるものと同程度の介護を要するもの
随時介護を要する状態	一 神経系統の機能又は精神の著しい障害であつて、その程度が随時介護を要するもの 二 胸腹部臓器の機能の著しい障害であつて、その程度が随時介護を要するもの 三 前各号に掲げるもののほか、条例別表第一に定める第一級に該当する障害であつて前各号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第二に定める第一級に該当する障害であつて前各号に掲げるものと同程度の介護を要するもの

追加〔平成八年規則五九号〕、一部改正〔平成一六年規則二〇号・二二年一九号〕

別 記

第一号様式

全部改正〔昭和60年規則70号〕、一部改正〔昭和61年規則47号・平成元年67号・7年9号・8年59号〕

第二号様式

全部改正〔平成7年規則9号〕、一部改正〔平成11年規則89号〕

第三号様式

一部改正〔昭和48年規則84号・53年18号・平成7年9号・11年89号・一四年四五号〕

第四号様式

一部改正〔昭和48年規則84号・53年18号・61年47号・62年55号・平成9年60号・11年89号・28年11号〕

第五号様式

一部改正〔昭和48年規則84号・53年18号・61年47号・62年55号・平成9年60号・11年89号・28年11号〕

第5号様式の2

追加〔昭和57年規則8号〕、一部改正〔平成11年規則89号〕

第六号様式

一部改正〔昭和48年規則84号・53年18号・62年55号・平成11年89号〕

第六号様式の二

追加〔平成8年規則59号〕、一部改正〔平成11年規則89号〕

第七号様式

一部改正〔昭和45年規則98号・48年84号・53年18号・57年71号・61年47号・62年55号・平成9年60号・11年89号・28年11号〕

第8号様式

一部改正〔昭和48年規則84号・53年18号・56年40号・平成11年89号〕

第9号様式

一部改正〔昭和48年規則84号・53年18号・平成11年89号〕

第十号様式

一部改正〔昭和48年規則84号・52年62号・53年18号・54年33号・61年47号・63年57号・平成2年53号・4年73号・6年51号・8年71号・10年60号・11年89号・12年136号〕

第11号様式

一部改正〔昭和48年規則84号・53年18号・平成11年89号〕

第12号様式

一部改正〔昭和48年規則84号・53年18号・平成11年89号〕

第13号様式

一部改正〔昭和48年規則84号・53年18号・平成11年89号〕

第十四号様式

一部改正〔昭和45年規則98号・48年84号・52年62号・57年8号・71号・61年47号・63年57号・平成7年92号・8年59号・71号・16年20号・20年52号〕

第十五号様式

全部改正〔昭和57年規則71号〕、一部改正〔昭和61年規則47号・平成8年59号・11年89号・17年119号・28年11号〕

第十六号様式

一部改正〔昭和45年規則98号・48年84号・53年18号・57年71号・61年47号・平成11年89号・28年11号〕

第17号様式及び第18号様式 削除

〔昭和60年規則70号〕

第十九号様式

全部改正〔昭和61年規則47号〕、一部改正〔昭和62年規則55号・63年57号・平成7年92号・8年59号・17年119号・18年92号・19年67号・28年11号〕

第二十号様式

全部改正〔昭和61年規則47号〕、一部改正〔昭和62年規則55号・平成28年11号〕